明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○平成二十二年度における学芸員の資格認定を実施する件（**文部科学**七六八）　一
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（**国土交通**四〇六～四〇八）　四
○指定装置の指定製作者等の氏名又は名称及び住所を変更した件（**同**四〇九～四一二）　五
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（**同**四一三～四一六）　七
○原動機付自転車の型式を認定した件（**同**四一七）　七
○小型特殊自動車の型式を認定した件（**同**四一八～四二四）　七
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（**同**四二五～四三七）　八

〔公　告〕

官庁
押収物還付、買収前の所有者等への売払い関係　一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
諸事項　一〇
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会懲戒の処分・効力停止、型式適合認定関係　一〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一〇

告示

○文部科学省告示第七十六号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第四条第一項の規定により、平成二十二年度における学芸員の資格認定を次のとおり実施するので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月十九日

文部科学大臣　川端　達夫

一　認定の種別

試験認定及び無試験認定

二　受験資格

1　試験認定の場合

ア　学士の学位を有する者

イ　大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者で三年以上学芸員補の職（博物館法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあった者

ウ　教育職員の普通免許状を有し、三年以上教育職員の職にあった者

エ　五年以上学芸員補の職にあった者

オ　その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

2　無試験認定の場合

ア　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者

イ　大学において博物館に関する科目に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあった者

ウ　十年以上学芸員補の職にあった者で都道府県の教育委員会の推薦する者

エ　その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

三　認定の方法

1　試験認定の場合

ア　日時

平成二十二年十一月十五日（月）及び平成二十二年十一月十六日（火）

時間は、受験票を送付する際通知する。

イ　場所

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（東京都台東区上野公園十二番四十三号）

ウ　科目及び方法

試験科目	試験認定の必要科目	試験の方法
必須科目	生涯学習概論	筆記
	博物館学	筆記及び口述
	視聴覚教育メディア論	筆記
	教育学概論	筆記
選択科目	文化史	筆記
	美術史	筆記
	考古学	筆記
	民俗学	筆記
	自然科学史	筆記
	物理	筆記
	化学	筆記
	生物学	筆記
	地学	筆記
	上記科目の全科目	筆記
	上記科目のうちから受験者の選択する二科目	筆記

なお、試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。